

令和7年大船渡市大規模林野火災

住宅再建支援制度のあらまし

(令和8年度更新)



岩手県・大船渡市・住宅金融支援機構

もくじ

◎新築・購入のための支援

大船渡市林野火災被災木材利用促進事業	1
被災者住宅再建支援事業（県産材使用）	2
いわて木づかい住宅普及促進事業（県産材使用）	2
いわて ZEH+住宅等普及促進事業（断熱等性能等級 6・7）	3
住みたい岩手の家づくり促進事業（省エネ、バリアフリー）	3
みらいエコ住宅 2026 事業（Me 住宅 2026）	4
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	4
がけ地近接等危険住宅移転事業（土砂災害特別警戒区域からの移転）	5
がけ崩れ危険住宅移転促進事業（土砂災害特別警戒区域からの全戸移転）	5

◎補修・修繕のための支援

令和 8 年度大船渡市住宅省エネリフォーム助成事業	6
木造住宅耐震診断・改修支援事業	6
大船渡市空き家改修工事補助金	7
住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金（既存住宅の省エネ化）	7

◎融資・貸付制度等

災害復興住宅融資	8
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	8
生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	9

◎税の制度・特例など

固定資産税の特例	10
不動産取得税の減免	10
新たな住宅取得等の住宅ローン控除の特例	11

◎その他

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援（自然災害による被災者の債権整理に関するガイドライン）	12
大船渡市空き家バンク	12

◎参考資料

生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）	13
義援金の配分	14

【新築・購入のための支援】

制度の名称	大船渡市林野火災被災木材利用促進事業
制度の内容 補助の条件	令和7年大船渡市大規模林野火災により被災した森林から生産される木材（以下「被災木材」という。）を使用した建築工事に要する費用の一部を補助する。
補助金の額	被災木材使用量1㎡につき、25,000円とし、1申請あたり以下の補助金額を上限とする。 ① 建築物の所在地が大船渡市内の場合 100万円 ② 建築物の所在地が大船渡市外の場合 50万円
対象となる方	被災木材を使用して以下の建築工事を行う個人、法人又は団体。 ① 被災木材を5㎡以上使用する新築 ② 被災木材を1㎡以上使用する増改築、改修又は改良
期 間	①交付認定申請 随時（工事着手の14日前まで） ②工事着手 交付認定決定から1年以内 ③工事完了 交付認定決定から3年以内 ④補助金交付申請 毎年4月1日から2月末日まで（工事完了から1年以内） ※土曜日、日曜日の場合はその後の直近の開庁日 ⑤補助金請求 補助金交付申請と同年の3月14日まで（補助金交付決定から14日以内） ※土曜日、日曜日の場合はその後の直近の開庁日
問合せ先	大船渡市 林野火災対策局 電話 0192-27-3111（内線337、338）

制度の名称	被災者住宅再建支援事業(県産材使用)
制度の内容 補助の条件	林野火災により住宅を滅失した者が、10m ³ 以上の県産材を使用し、大船渡市内に事業所がある業者が施工する住宅の再建に対して、県産材の使用量に応じて補助する ※『いわて木づかい住宅普及促進事業』との併用可
補助金の額	【県産材の使用量】 10m ³ 以上 20m ³ 未満 60万円 20m ³ 以上 30m ³ 未満 80万円 30m ³ 以上 100万円
対象となる方	被災者（住宅が滅失した方）
期 間	①申請受付期間 令和8年4月1日から概ね令和9年1月29日まで（予定） ②事業完了予定 令和9年3月19日
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）

制度の名称	いわて木づかい住宅普及促進事業(県産材使用)
制度の内容 補助の条件	県産木材を使用した住宅の新築やリフォームへの支援
補助金の額	構造材等 10m ³ 以上 20m ³ 又は仕上材等 20m ² 以上 30m ² : 10万円 構造材等 20m ³ 以上又は仕上材等 30m ² 以上 : 15万円 (一定の要件に該当する場合は最大25万円の加算あり)
対象となる方	自ら居住するため、住宅を新築又は購入する方 自ら居住するため、県内に所有する住宅をリフォームする方
期 間	令和8年度受付 予算が無くなるまで
問合せ先	申請手続 岩手県木材産業協同組合 電話 019-624-2141 補助制度 岩手県 農林水産部林業振興課 電話 019-629-5773

制度の名称	いわて ZEH+住宅等普及促進事業(断熱等性能等級 6・7)
制度の内容 補助の条件	内容 ZEH+(ゼッチ・プラス)(*1)住宅(断熱等性能等級 6・7等)の建設するための取組への支援 条件 建設現場見学会等の実施、FIT・FIP(*2)認定取得不可等 *1 ZEH:ゼロエネルギーハウスの略 *2 いずれも再生可能エネルギーを用いて発電した電力を売却する制度
補助金の額	① 断熱等性能等級 6 等: 100 万円/戸(定額) ② 断熱等性能等級 7 等: 180 万円/戸(定額) ③ 太陽光発電設備: 上限 35 万円/戸(定額) ④ HEMS(ヘム)(*3): 上限 6.6 万円/戸(補助率 2/3) (*3 HEMS:ホーム・エネルギー・マネジメント・システムの略) ※ ①+③+④または②+③+④が必須
対象となる方	新築戸建住宅の建築主等
期 間	令和 8 年度受付 令和 8 年 12 月 4 日まで
問合せ先	申請手続 (一財)岩手県建築住宅センター 確認評価局 電話 019-623-4420 補助制度 岩手県 県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5933

制度の名称	住みたい岩手の家づくり促進事業(省エネ、バリアフリー)
制度の内容 補助の条件	県産木材を使用した住宅の性能証明書(省エネ・バリアフリー)の取得に対する助成 (※「いわて木づかい住宅普及促進事業」への上乗せ補助)
補助金の額	新築(建設または戸建建売住宅の購入): 断熱等対策等級 6 に適合する性能証明書を取得 10 万円 高齢者等配慮等級 3 に適合する性能証明書を取得 10 万円
対象となる方	「いわて木づかい住宅普及促進事業」を利用する方
期 間	令和 8 年度受付 予算が無くなるまで
問合せ先	申請手続 岩手県木材産業協同組合 電話 019-624-2141 補助制度 岩手県 県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5933

制度の名称	みらいエコ住宅 2026 事業（Me 住宅 2026）
制度の内容 補助の条件	内容 高い省エネ性能等を有する住宅の新築への支援 条件 令和7年11月28日以降に工事着手したもの ①GX志向型住宅：断熱性能等級6以上、HEMS設置など ②長期優良住宅：断熱性能等級5以上など ③ZEH水準住宅：断熱性能等級5以上など
補助金の額	①GX志向型住宅：125万円／戸 ②長期優良住宅：80万円／戸 ③ZEH水準住宅：40万円／戸
対象となる方	①：すべての世帯、②③：子育て世帯または若者夫婦世帯
期 間	遅くとも令和8年12月31日まで (予算上限に達した場合は当該時点まで)
問合せ先	住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業 合同お問い合わせ窓口 電話 0570-081-789 (ナビダイヤル) 03-6629-1646 (IP 電話等からの場合)

制度の名称	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
制度の内容 補助の条件	専用住宅または店舗等併用住宅（延床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）に浄化槽を設置する方へ補助金を交付するもの
補助金の額	【上限額】 5人槽（延床面積130㎡以下）41.4万円 7人槽（延床面積130㎡超）47.4万円 10人槽（二世帯住宅など）66万円 撤去費用 12万円 } 新築の場合は除く 配管費用 33万円 }
対象となる方	公共下水道や漁業集落排水施設が整備されていない地域の人被災者（住家滅失、全壊・解体）枠あり（補助金は同額）
期 間	令和8年12月上旬まで（予定）
問合せ先	大船渡市 上下水道部 下水道課 電話 0192-27-3111（内線201）

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業 (土砂災害特別警戒区域からの移転)
制度の内容 補助の条件	内容 土砂災害特別警戒区域からの移転への支援 条件 新築する場所(移転先)が安全であることなど
補助金の額	除却等費(除却費、引越費用): 除却費 : (公費解体する場合は対象外) 引越費用: 限度額 97.5万円/戸 建物助成費(借入金の利子に相当する額: 年利8.5%を限度) 限度額 建物325万円/戸 土地96万円/戸
対象となる方	土砂災害特別警戒区域から移転する方
期 間	令和8年度分申込 令和8年7月31日まで 令和9年度分申込 令和8年8月30日まで
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111 (内線324)

制度の名称	がけ崩れ危険住宅移転促進事業 (土砂災害特別警戒区域からの全戸移転)
制度の内容 補助の条件	土砂災害特別警戒区域から全戸移転する場合の支援 (※「がけ地近接等危険住宅移転事業」への上乗せ補助)
補助金の額	既存住宅の除却費: 最大147万円/戸 引越費用: 最大175万円/戸 住宅建設購入費: 最大260万円/戸
対象となる方	「がけ地近接等危険住宅移転事業」を利用する方
期 間	問合せ先へご確認ください
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111 (内線324) 岩手県 大船渡土木センター河川港湾課 電話 0192-27-9934

【補修・修繕のための支援】

制度の名称	令和8年度大船渡市住宅省エネリフォーム助成事業
制度の内容 補助の条件	市内施工業者による断熱向上工事が含まれるリフォーム工事を行う場合に、費用の一部を助成するもの（※他にも条件あり）
補助金の額	<p>◆断熱向上工事＝対象工事費の1/10以内（上限額5万円）</p> <p>◆断熱向上工事＋機能維持工事 ＝対象工事費の1/10以内（上限額5万円）</p> <p>◆断熱向上工事(1)＋機能向上工事(2) ＝(1)対象工事費の1/10以内と(2)対象工事費の2/10以内 （上限額10万円）</p>
対象となる方	市内に建物を所有し、居住している人または居住する予定のある人で、市税を滞納していない人
期 間	<p>① 申請受付期間 令和8年4月20日から令和8年12月25日まで</p> <p>② 事業完了予定 令和9年3月10日</p>
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線322）

制度の名称	木造住宅耐震診断・改修支援事業
制度の内容 補助の条件	<p>①耐震診断 耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うもの。</p> <p>②耐震改修 耐震改修工事の工事費等の一部を補助するもの。</p> <p>補助の条件 市内にある木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅であることなど。</p>
補助金の額	<p>①耐震診断 負担額 申込者3,000円（市47,000円）</p> <p>②耐震改修 上限額 115万円（補助率4/5）</p>
対象となる方	市内に対象住宅を所有する方で、市税を滞納していない方
期 間	<p>①耐震診断 令和8年度の申請 令和8年12月25日まで</p> <p>②耐震改修 令和8年度の申請 令和8年9月30日まで</p>
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線322）

制度の名称	大船渡市空き家改修工事補助金
制度の内容 補助の条件	大船渡市空き家バンクを利用して売買契約または賃貸借契約した空き家住宅を、市内施工業者と契約し、税抜き 30 万円以上の改修工事を行うもの。（その他にも条件あり）
補助金の額	補助率：対象工事費の 2 分の 1（1,000 円未満切り捨て） 上限額：50 万円
対象となる方	空き家の売買契約または賃貸契約を締結した日から起算し、1 年未満であること。 交付決定の日から起算して 3 年以上居住すること。 工事に着手していないこと。 市税の滞納がないこと等。（その他にも条件あり）
期 間	令和 8 年 12 月 25 日（金）まで（予算が無くなり次第終了）
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 324）

制度の名称	住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金 （既存住宅の省エネ化）
制度の内容 補助の条件	内容 高い省エネルギー性能へ向上される改修工事費用への助成 条件 省エネ改修後に現行の耐震基準に適合する住宅など
補助金の額	省エネ診断費用： 上限 15 万円／戸（補助率 2/3） 計画策定費用及び改修工事費用等： 【ZEH水準】上限 70 万円／戸（補助率 8/10） 【省エネ基準】上限 30 万円／戸（補助率 4/10）
対象となる方	市内に建物を所有し、市税を滞納していない方
期 間	令和 8 年度受付 令和 9 年 1 月 29 日まで
問合せ先	大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 322）

【融資・貸付制度】

制度の名称	災害復興住宅融資
制度の内容	災害で住宅が被害を受け罹災証明書を交付されている方に対し、住宅の建設・購入・補修に充てる費用を融資するもの
融資の条件	<p>【融資限度額】</p> <p>土地を取得し建設 : 5,500 万円 土地を取得せず建設 : 4,500 万円 購入 : 5,500 万円 補修 : 2,500 万円</p> <p>【融資金利】 全期間固定金利</p> <p>【返済期間】 最長 35 年（80 歳までに完済）※</p> <p>※高齢者向け返済特例の場合は、申込人全員（連帯債務者を含む）がお亡くなりになるときまで</p>
対象となる方	<p>資金用途に応じ、住宅の被害程度について、次の内容の『罹災証明書』が交付されている方</p> <p>◆建設・購入 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊</p> <p>◆補修 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊</p>
期 間	<p>原則、罹災日から 2 年間</p> <p>ただし、大船渡市林野火災の場合は令和 10 年 3 月 31 日まで</p>
問合せ先	<p>住宅金融支援機構 お客様コールセンター</p> <p>（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料）</p> <p>※祝日及び年末年始を除き、電話相談は土曜日及び日曜日も実施 （受付時間 9:00～17:00）</p>

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金
制度の内容 補助の条件	災害により被害を受けた母子、父子、寡婦世帯に対し、住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を融資するもの
融資額	<p>【最大融資額】 200 万円</p> <p>【貸付利子】 保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.0%</p>
対象となる方	被災者（全壊、解体、大規模半壊、中規模半壊、半壊）
期 間	通年
問合せ先	<p>大船渡市 こども家庭センター 電話 0192-47-5200</p> <p>岩手県 大船渡保健福祉環境センター 電話 0192-27-9913</p>

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))
制度の内容 融資の条件	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、改築等に必要な経費を融資するもの
融資額	【最大融資額】 250 万円 (目安) 【貸付利率】 保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.5%
対象となる方	被災者 (家屋滅失世帯を除く)
期 間	通年
問合せ先	大船渡市社会福祉協議会 0192-27-0001

【税の制度・特例など】


制度の名称	固定資産税の特例
制度の内容	<p>●固定資産税の軽減（詳しくは市税務課にお問合せください）</p> <p>【適用済み（申請不要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半壊以上の被害を受けて滅失した住宅の敷地について、住宅があったものとみなして住宅用地の特例を適用 <p>【要申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半壊以上の家屋に代わるものとして取得又は改築した場合の軽減 ・被害を受けた償却資産の改良や代わりに取得した場合の軽減
特例の金額	問合せ先にご確認ください
対象となる方	被災者
期 間	問合せ先にご確認ください
問合せ先	大船渡市 総務部 税務課 電話 0192-27-3111（140、155、156）

制度の名称	不動産取得税の減免
制度の内容	災害により被害を受けた不動産に係る不動産取得税の軽減がなされるもの
軽減される額	被害を受けた不動産の滅失又は損壊直前の価格に不動産取得税の税率を乗じた金額
対象となる方	<p>県税の減免等については岩手県ホームページ（けんぜいねっと）からご確認ください</p> <p>https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/genmen/1011250.html</p>
期 間	問合せ先にご確認ください
問合せ先	岩手県 沿岸広域振興局 経営企画部 県税室 電話 0193-25-2703

制度の名称	新たな住宅取得等の住宅ローン控除の特例
制度の内容	住宅ローンを借り入れて住宅の新築や増改築等をした場合において、一定の要件を満たすときは、一定期間、所得税が減税されるもの
税額控除の額	問合せ先にご確認ください
対象となる方	住宅ローンを借り入れて住宅の新築等をした者 (被災者に限りません)
期 間	問合せ先にご確認ください
問合せ先	大船渡税務署 電話 0192-26-3481

【その他】

制度の名称	被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援(自然災害による被災者の債権整理に関するガイドライン)
制度の内容	<p>自然災害の影響により災害前に借入れた住宅ローン等が弁済不可となった場合などに、債務が免除・減免となるもの</p> <p>破産手続きなどの法的手段によらず災害前の住宅ローン等の免除・減免が可能</p> <p>個人信用情報として登録されずに債務整理が可能</p>
対象となる方	被災者（林野火災前の住宅ローンの返済が完了していない方）
期 間	借入先金融機関にご確認ください
問合せ先	借入先金融機関

制度の名称	大船渡市空き家バンク
制度の内容	<p>大船渡市内の空き家（一戸建てのみ）の情報をホームページ等により提供し、空き家の利活用促進を図りながら、購入または賃借を希望される方に紹介する制度。</p> <p>※詳細は下記のホームページを参照 【大船渡市ホームページ】 https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/contents-35151</p> 
補助金の額	※大船渡市空き家改修工事補助金あり
対象となる方	誰でも可
期 間	随時
問合せ先	<p>【物件について】 掲載されている各不動産会社へ直接問合せ</p> <p>【制度について】 大船渡市 都市整備部 住宅管理課 電話 0192-27-3111（内線 324）</p>

【参考資料】

制度の名称	生活再建支援金(加算支援金)
制度の内容 補助の条件	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯が、住宅の再建等を行った場合に支援金を給付するもの。 ※ 加算支援金は基礎支援金の受給が条件
補助金の額	下表のとおり
対象となる方	被災者（下表のとおり）
期 間	【申請期限】 令和 10 年 3 月 26 日（発災から 37 か月後）
問合せ先	大船渡市 保健福祉部 地域福祉課 電話 0192-27-3111（内線 182）

区 分		加算支援金	
複数世帯 (世帯人数が 2 人以上)	・全壊世帯	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
	・解体世帯	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
	大規模半壊世帯	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
	中規模半壊世帯	建設・購入	100 万円
補修		50 万円	
賃借		25 万円	
半壊世帯	—	—	
準半壊世帯	—	—	
一部損壊	—	—	
単数世帯 (世帯人数が 1 人)	・全壊世帯	建設・購入	150 万円
		補修	75 万円
		賃借	37.5 万円
	・解体世帯	建設・購入	150 万円
		補修	75 万円
		賃借	37.5 万円
	大規模半壊世帯	建設・購入	150 万円
		補修	75 万円
		賃借	37.5 万円
	中規模半壊世帯	建設・購入	75 万円
補修		37.5 万円	
賃借		18.75 万円	
半壊世帯	—	—	
準半壊世帯	—	—	
一部損壊	—	—	

制度の名称	義援金の配分
制度の内容 補助の条件	寄せられた義援金について、義援金配分委員会において配分基準額を決定し、被災者に配分します。 再建加算以外は配分済み。
補助金の額	下表のとおり
対象となる方	被災者（下表のとおり）
期 間	—
問合せ先	大船渡市 保健福祉部 地域福祉課 電話 0192-27-3111（内線 139）

区 分		第 1 回	第 2 回	第 3 回	合計
人的被害	死亡見舞金	250 万円	—	—	250 万円
住家被害	全壊	400 万円	800 万円	—	1,200 万円
	半壊	80 万円	160 万円	240 万円	480 万円
	準半壊	20 万円	40 万円	60 万円	120 万円
	一部損壊	12 万円	24 万円	36 万円	72 万円
二重被害世帯	全壊	100 万円	—	—	100 万円
	準半壊、一部損壊	50 万円	—	—	50 万円
全壊世帯に係る世帯員加算	全壊	1 人につき 30 万円	—	—	1 人につき 30 万円
再建加算※	全壊、公費解体世帯	—	300 万円	300 万円	600 万円
空家等被害※	空家（住宅）全壊	—	50 万円	—	50 万円
	空家（住宅）半壊	—	10 万円	—	10 万円
	空家（住宅）一部損壊	—	3 万円	—	3 万円
	作業所等 全壊	—	20 万円	—	20 万円

※再建加算は、再建方法が「建設・購入」の場合に支給

※再建加算は、「被災者生活再建支援金（加算支援金）」の支給後に支給

※空家等被害は、固定資産課税台帳に記載されている建物が対象